

第5回国際ユニヴァーサルデザイン会議2014 in 福島&東京 出展申込書

当社（出展社）は以下のとおり、第5回国際ユニヴァーサルデザイン会議2014 in 福島&東京展示会に申し込みます。また、本申込書裏面に記載された展示規約を遵守することに同意します。

| | | | |
|-----------------------------------|--------|-------|--|
| 社名・団体名 (英語表記もあわせて 明記ください) | | | |
| 申込責任者 | (ふりがな) | 部署・役職 | |
| | | | |
| 申込担当者 (出展に関する連絡を させていただきます) | (ふりがな) | 部署・役職 | |
| | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| | | | |
| 電話 | | F A X | |
| Eメール | | 携帯番号 | |

| | | | | |
|-------|--|----|--------------------------|------------------------------------|
| 希望小間数 | | 小間 | <input type="checkbox"/> | スペース(敷地)渡し希望 (希望する方はチェックしてください) |
|-------|--|----|--------------------------|------------------------------------|

事務局記入欄

上記の申込を受理しました。 2014年 月 日

※事務局から確認のため、申込書を返送します。申込書の控えとして、保管してください。

※主催者は、本申込書受領後、請求書を発行致します。

請求書を受取後、記載された支払い期日までにお支払いください。

支払いに関する条件(期限、取り消しなどについては、別添出展規約に準じます。

※ご記入頂いた情報は適切に管理し、「第5回国際ユニヴァーサルデザイン会議2014 in 福島&東京」運営のために利用します。また円滑な事業運営のため、出展申込書等必要に応じてご提供いただく情報をIAUDが指定した会場施工会社、業務委託先企業に提供することがありますので、予めご了承ください。

個人情報保護管理者: 一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会 事務局

送付先

〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川2-13-18-110
一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会

出展の単位

- 1.出展の単位は一定スペースを「小間」とします。1小間2m×2mの広さを標準とします。
- 2.出展は原則として1小間を最小単位とします。

出展料

- 1.出展料には次の経費が含まれます。
 - a)スペース料
 - b)設計料並びに基本的な出展者小間工事費、施設装飾費及び基本備品費
 - c)出展小間側までの電気などの工事費
 - d)一定量の電気料
 - e)出展小間外の清掃及び警備にかかる経費
 - f)第三者賠償責任保険料(会場保険を含む)
 - g)一般的な広報宣伝費
 - h)出展者リスト、会場案内等のパンフレット作成配布経費
 - i)会場の復旧費
 - j)開催報告書の作成費
 - k)IAUDの一般管理費

出展料に含まない経費

- 1.出展料以外に出展者の負担となる主な経費には次のものがあります。なお、明示していない経費は、全て出展者負担となります。
 - a)出展者が製作・調達する展示装飾(以下「自己装飾」という)に関わる資材の設計デザイン料、制作費、現場組立費及び現場付帯工事費(配線、配管など)並びに撤去費(復旧費を含む)
 - b)出展者が独自に注文する什器・備品のレンタル料
 - c)出展物の実演に要する経費(工事費、電気の使用料、材料・機材費など)
 - d)出展者小間内における清掃並びに警備にかかる経費
 - e)通訳、商品説明員などの傭人費
 - d)出展者が希望する場合の催事(プレゼンテーション、ワークショップ など)の開催費(会場費、設備費、通訳費など)

出展申込及び出展契約の成立

- 1.出展申込は出展希望者(以下、申込者)が、所定の本規約の内容を承諾した上で出展申込書に必要事項を記入し、国際ユニヴァーサルデザイン協議会事務局に送付(郵送、FAX、電子メール添付のいずれか)する方法により行うものとします。
- 2.事務局が申込を受理する出展申込書の主催者記入欄に受領日を記載し、そのコピーを申込者にFAX、又は電子メール添付のいずれかにより送付した時点で出展契約(以下「本契約」といいます)が成立することとします。
なお、出展申込書のコピーは出展者(申込が受理された申込者をさし、以下も同様とします)の控えとして保管してください。
- 3.申込者は、主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。
- 4.出展申込書提出の最終締切日は2014年〇月〇日(〇)(必着)とします。但し、最終締切日前であっても、先着順で出展小間が完売され次第、申込を締め切るものとします。
なお、2014年〇月〇日(〇)以降に出展小間に空きがある場合には、申込を受け付ける場合があります。

申込書送付・問合わせ先:

一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会 事務局
〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川2-13-18-110
TEL 045-901-8420 FAX 045-901-8417
E-mail info@iaud.net

出展料の請求と支払い

出展者は、請求書を受領後、請求書に記載された支払期限(原則として申込日より1ヵ月後とします)までに、請求書記載の出展料全額を一括で、下記指定口座へのお振込によりお支払いください。
出展者が前項に規定する出展料の支払いを滞りした場合は、年14.6%(365日の日割計算)の遅延損害を主催者に支払うものとします。
支払い先については、事務局にお問い合わせ下さい。
なお、IAUD会員の皆様は、この限りではありません。事務局までご相談ください。

申込解約および取消料

出展者が本出展契約の解約を希望する場合は、①出展者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面をもってその旨を申し出ることとし、当該申し出が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。なお、各解約日による取消料は以下の通りとなります。

解約料情報

2014年10月9日(木)までに解約する場合
⇒解約料として1小間(4㎡)あたり150,000円
2014年10月10日(金)以降に解約する場合
⇒出展料の全額

主催者の解約権

本契約成立後であっても、主催者は、出展者の取扱い内容が本展示会の目的と関連性がない、もしくは関連性が乏しいと判断するなど、その他主催者が出展を認めないのを相当とすると判断した場合は、本契約を解約することができるものとします。この場合、出展者は出展料の返還を請求できないものとします。

契約の解除

- 1.主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることもなく本契約を解除することができるものとします。
 - (1)支払期限を徒過しても出展料の全部又は一部を支払わない場合。
 - (2)展示小間を出展目的以外の目的で使用した場合。
 - (3)出展申込書、本規約、出展要項、会期中マニュアルに違反した場合。
 - (4)著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合。
 - (5)出展者が主催者の指示に従わない場合。
 - (6)その他主催者と出展者の信頼関係が著しく破壊されたと客観的に判断できるとき。
- 2.前項に規定する場合は、主催者は直ちに出展者を本展示会場より排除することができるものとします。
- 3.第1項の規定により本契約が解除された場合は、出展者は既に支払い済みの出展料の返還を受けることができないものとします。
- 4.第1項及び第3項の規定は、主催者の出展者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

展示小間の割当と配置

出展者は、展示小間の割当については、主催者に一任するものとします。出展申込をした小間あるいはスペースの譲渡、転貸または交換は主催者の許可なく行うことはできません。

出展者の善管注意義務

出展者は、善良なる管理者の注意をもって出展するものとします。また、出展者は展示会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を厳守するものとします。

不干渉

出展者は、隣接の出展者に干渉しないものとします。万が一出展者間でトラブルが発生した場合は、当該出展者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出展者がこれに従わない場合は、主催者は当該出展者を排除することができるものとします。

主催者の賠償責任

1. 万一本展示会が開催されないときは、主催者は出展者に対し、払込金から既に展示会準備のために要した実費を控除した額を返還します。但し、当該出展者に故意又は過失がある場合には、この限りではありません。
2. 主催者は、理由の如何を問わず、展示会のとりやめ、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、出展者又は来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、出展者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。
3. 主催者は、火災、天災、盗難、その他の原因によって、出展者及び代理店並びにそれらの従業員並びに一般公衆その他の第三者が被る事故または一切の損害に対して責任を負わないものとします。
4. 主催者は、出展者もしくは代理店又はそれらの従業員の不注意その他理由の如何を問わず、本会の建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
5. 主催者は、理由の如何を問わず、本会ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとします。

破損などの損失

1. 主催者は、出展者及び代理店並びにこれらの従業員その他の関係者の所有物、展示品その他出展関連物件の破損、盗難、紛失等（いずれも搬入時及び搬出時を含みます）による損失については、理由の如何を問わず一切責任を負いません。
2. 展示品その他出展関連物件の運搬費用は、出展者が自ら負担するものとします。展示品が未到着の場合といえども、出展者は小間使用料の支払義務を免れません。

騒音基準

1. 音を発生する機械や電気装置を利用する場合、出展者は主催者の事前の書面による許可を受けるとともに、他の出展者の迷惑にならないように操作しなければなりません。
2. 主催者は騒音基準を設定する権利を有します。

実演について

1. 実演は安全であることを要します。
2. 実演によって発生するおそれのある人体または財物の損傷、火災または危険の防止について、出展社は万全の措置を講じ責任者を常駐させてください。

高周波電波の使用禁止

医療機器に影響を及ぼす場合がありますので、高周波電波を出す出展物を実演する場合は、電波障害を防止するよう、留意してください。

宣伝活動の制限

1. 事務局が当展示会の趣旨にそぐわないと判断する宣伝活動に対しては、その中止または制限をさせていただくことがあります。
2. 会場において、宣伝物、見本品、カタログ及び実演により生産された製品等を来場者に配布する場合、事前にその明細の提出を求めることがあります。

展示装飾

1. 小間の形態は「出展のご案内」で定めます。
2. 会場内の構成、基本設計、デザイン、小間の配置、基本装飾（施設・備品など）は全体の統一をはかるため、IAUDが企画し、施工します。
3. 陳列及びディスプレイは出展者が行うものとします。
4. すべての展示物や装飾物は、既定の小間スペース内に設置してください。通路部分にはみ出したり、天井からの吊りものによる装飾などを行うことはできません。
5. 展示会場は消防法第8条の3により、防災対象物品は防災性能を有する物を使用し、一定の基準の防火管理を行うことが義務づけられています。防火対象物品が防災性能を有しない物を使用していた場合は、直ちに撤去していただきます。

出展者の現場立会

1. 出展者は出展物の出展小間への搬入、開梱、据付等の準備に立ち会うものとします。
2. 展示会終了後は、事後処理の円滑化のために、出展物の処理に立ち会うものとします。

原状回復

1. 本展示会が終了した場合又は本契約が解除、解約その他理由の如何にかかわらず終了した場合は、出展者は割り当てられた出展小間を原状に回復して返還するものとします。
2. 前項の原状回復は出展者の費用及び責任において行うものとします。出展者が前項の原状回復を行わない場合は、主催者は出展者の費用をもって原状回復を行うことができるものとします。
3. 出展小間の明け渡し後、当該展示小間に出品者、その従業員その他主催者以外の者の所有物が残存する場合は、主催者は出品者の事前の承諾なく当該残存物を出品者の費用をもって任意に処分することができるものとします。
4. 出展者は理由の如何を問わず、割り当てられた出展小間、出展小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、出展小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等を一切行わないものとします。
5. 出展者が主催者の指定する明渡期日を経過しても出展小間を明け渡さずこれにより主催者に損害が生じた場合は、出展者は主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとします。

本規約の変更・追加等

本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、出展者、主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、出展者は最終的には主催者の決定に従うものとします。主催者は必要であると判断した場合は、出展者に通知の上、本規約を改訂又は追補することができます。

問い合わせ先

一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会 事務局

〒225-0003

神奈川県横浜市青葉区新石川 2-13-18-110

TEL 045-901-8420

FAX 045-901-8417

E-mail info@iaud.net